

2013年6月25日 全2頁

IFRS、2016年に任意適用300社？（概要）

自民党が提言で目標を設定

金融調査部
制度調査担当部長
吉井 一洋

[要約]

- 2013年6月13日に自由民主党の政務調査会の金融調査会（会長は塩崎恭久氏）の企業会計に関する小委員会が「国際会計基準への対応についての提言」¹を公表した。
- 提言では、「単一で高品質な国際基準」の策定にわが国がコミットしていることを再確認し主体的に行動すること、IFRSに対する日本のスタンスを明確にすること等のためロードマップを早期に明確にすること、2016年末までに300社程度の企業によるIFRSの適用をめざすこと、等が盛り込まれている。
- 6月20日に公表された企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議の報告書「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」²よりも、一步踏み込んだ内容となっていると言えよう。

提言では、具体的な対応として下記を挙げている。（太字・下線は筆者）

| 項目 | 内容 |
|--------|---|
| 姿勢の明確化 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 2008年のG20ワシントン・サミット首脳宣言における「<u>単一で高品質な国際基準</u>」を策定するという目標に、<u>わが国がコミットしていることを改めて国際社会に表明</u>すべきである。 ○ 安倍首相が表明した「<u>集中投資促進期間</u>」（今後3年間）のできるだけ早い時期に、<u>強制適用の是非や適用に関するタイムスケジュールを決定するよう議論を深めることが重要</u>である。 ○ モニタリング・ボードのメンバー要件として求められている「IFRSの顕著な適用」を実現するために、この要件の審査が行われる<u>2016年末までに、国際的に事業展開をする企業など、300社程度の企業がIFRSを適用する状態になるよう明確な中期目標を立て、その実現に向けてあらゆる対策の検討とともに、積極的に環境を整備すべき</u>である。 |

¹ 原文のURLは、http://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf111_1.pdf

² 原文は、<http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130620-2/01.pdf> 吉井 一洋「IFRSは当面任意適用（速報）」（2013.6.20 大和総研レポート）

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20130620_007340.html も参照されたい。

| | |
|------------|---|
| 任意適用の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ○ わが国がIFRSの適用に向けて進んでいるという姿勢を示すためにも、<u>早急に任意適用企業数の拡大を図ることが重要</u>であり、金融商品取引法令における任意適用要件の緩和を実施すべきである。具体的には、<u>①上場企業要件を撤廃し、②海外子会社を有する企業等に限定しないこととすべき</u>である。 ○ IFRS適用拡大に向けた実効性のあるインセンティブの検討を進めるべきである。<u>取引所において、IFRSの導入、独立社外取締役の採用など、経営の革新性等の面で国際標準として評価される企業から構成される新指数（「グローバル300社」〈仮称〉）の創設を早期に実現すべき</u>である。 |
| わが国の発言権の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○ IFRS策定への日本の発言権を確保するとともに、世界及びアジアにおける日本の地位を確固たるものにすることが不可欠である。このため、<u>IFRS策定に関わるポストの確保、日本の主張を明確にした上での積極的な意見発信、サテライトオフィスの有効活用に努め、わが国の貢献と重要度を世界各国に十分知らしめるべき</u>である。 ○ 当期純利益の重視など、わが国が行ってきた主張をさらに明確に発信していく観点から、また、わが国として考えるあるべきIFRSの姿を実現する意味においても、<u>現行の指定国際会計基準制度のほかに、わが国の会計基準設定主体であるASBJにおいて、IFRSの個別基準を具体的に検討し、わが国の会計基準として取り込むシステムについても検討を進めるべき</u>である。 |
| 企業負担の軽減 | <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>IFRS適用に伴う実務負担の軽減に努めるべき</u>である。特に、企業において開示負担が過剰になることを避けるため、開示負担の軽減策を検討すべきである。 ○ 開示制度が連結財務諸表中心となっている現在においては、<u>金融商品取引法における単体開示は簡素化を図るべき</u>である。金融商品取引法における単体開示に当たっては、<u>会社法の計算書類を活用し可能な限り開示の水準を統一するなど、簡素化、効率化を図るべき</u>である。 |

基本的な方向性は、6月20日に公表された企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議の報告書「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」と同じだが、同報告書よりも踏み込んだ、IFRSの国内への普及により積極的な内容となっているように、筆者には読めた。

もっとも、上記提言では、「企業会計に関する小委員会」においては、「IFRSをめぐることは更に議論を深める必要があり、現時点で具体的な目標値を設定することには慎重であるべき」との意見も示された旨も記述されており、党としての姿勢が統一されているわけではない旨はうかがえる。

とはいうものの、政権政党の一機関が上記の提言を公表したことは、重く受け止める必要があると思われる。